

令和5年4月17日

保護者様

大阪市立山之内小学校

校長 岸上 智弘

## 学校徴収金（児童費）の徴収猶予について

平素は本校教育活動にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

昨年度と同様に**就学援助の申請をされている方を対象**に就学援助の審査結果が出るまでの期間、学校徴収金（児童費）の徴収が猶予されます。

児童費以外の積立金・PTA会費につきましては、予定通り口座振替を実施させていただきます。金額の変更はございません。

審査の結果、否認定となった場合は大阪市教育委員会から審査結果が通知された翌月以降に猶予された金額を加算して徴収をさせていただきます。

否認定となった方には改めてお知らせさせていただきます。

注1 教育扶助費を受給されている方は児童費を徴収させていただきます。

注2 ご提出いただいた日によって手続きの都合上、児童費の徴収猶予がされない場合がありますのでご了承ください。

ご不明な点等ございましたら山之内小学校までご連絡ください。

※このお知らせは全校児童へ配布しています。

担当 事務室 渡邊

(TEL : 06-6693-0001)